

カフェテリアプランと 経済的利益の課税

国税不服審判所 令和2年1月20日裁決（裁決事例集No.118）

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

Brush up
Point

本件は、カフェテリアプランとその経済的利益につき、当該プランのなかに1つでも換金性があるものが存在するときに、本来非課税となるべき人間ドック等補助メニューに係る経済的利益もすべて課税対象となり、その経済的利益に所得税の源泉徴収義務があるかどうか争われた事案である。国税不服審判所の判断のポイントは、次のとおりであり、請求人の主張が認められた。

- (1) 本件プランは、使用人の職務上の地位や報酬額に比例して異なるものではなく、一律に支給されるものであり、福利厚生費として社会通念上著しく多額であるとは認められない。
- (2) 本件財形メニューの換金性については、何ら要件なくポイントを金銭に換えることを内容とするものではない。
- (3) 本件プランは、ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプランとは認められず、現に選択したメニューにかかわらず、全ての経済的利益が課税対象となるものには該当しない。

1. 事実関係

[1] 本件は、請求人の被合併法人であるE社が、使用人に対する福利厚生の一環として設けたカフェテリアプラン（以下、「本件プラン」という。）における人間ドック等補助メニューに係る経済的利益を、給与等として課税されない経済的利益に当たるとして処理していたところ、原処分庁が、E社に対して、当該プランにおいて、E社が当該使用人に付与するポイントには換金性があることから、当該使用人が当該ポイントを使用することにより受ける経済的利益は、その全てが給与等として課税されるとして、当該人間ドック等補助メニューに係る経済的利益について源泉所得税等の納税告知処分等をしたのに対し、E社がその全部の取消しを求めた事案である。

[2] 本件プランにおける各メニューの内容

の要旨、補助の方法並びにE社における当該補助に係る所得税等の課税上の区分は、概要、次のとおりである。

なお、E社は、毎年4月1日に在籍している本件各使用人に通常ポイントとして20ポイントを付与するものとし、本件ポイントは1ポイント1,000円相当、本件ポイントの有効期間は翌年3月末日までとし、繰越しはしないものとなっている。

① 補助の方法について

E社は、本件プランにおける補助の方法に従い、キャッシュバック又は差額精算の方法により、本件各使用人から申請があった本件各メニューの利用に当たり使用するポイント数に相当する金額を補助している。各補助の方法の概要は、次のとおりである。

A キャッシュバック…補助の方法がキャッシュバックとされている本件各メ

ニューを利用する各使用人は、対象となる施設等の利用代金を一旦支払い、当該各使用人宛の領収書を取得し、所定の申請書に当該領収書を添付して使用ポイント数を申請する。当該申請の締切日は当該施設等の利用日の翌々月15日であり、E社は、当該締切日の翌月の当該本件各使用人の給料の額に、当該使用ポイント数に相当する金額を加算して支給する。

B 差額精算…補助の方法が差額精算とされている本件各メニューを利用する本件各使用人は、指定された窓口等で使用ポイント数を申告して施設等の利用を申し込み、当該使用ポイント数に相当する金額を差し引いた金額の利用代金を当該施設等に支払い、当該施設等を利用する。

② 補助に係る所得税等の課税上の区分について

E社は、「補助に係る課税上の区分」について、「非課税」としている各補助について、給与等の源泉徴収に係る所得税等の徴収の対象としておらず、「課税」としている各補助については、給与等の源泉所得税等の徴収の対象としており、その概要は次のとおりである。

A 非課税としていたもの…本件各メニューのうち「人間ドック補助」、「文レク（行事）補助」及び「文レク（クラブ）補助」の各メニューに係る各補助（以下、これらの各補助を併せて「本件人間ドック等補助」という。）について、本件各使用人が受ける本件人間ドック等補助に係る経済的利益は、所得税基本通達36-29又は同36-30に定

める課税しない経済的利益に該当するとして給与等の源泉所得税等の徴収の対象としていなかった。

B 課税としていたもの…本件各メニューのうち本件人間ドック等補助を除く「財形貯蓄補助金」（以下、「本件財形メニュー」という。）及び「スポーツ施設利用料補助ほか16メニュー」の各メニューに係る各補助について、本件各使用人が受ける当該各補助に係る経済的利益（給与等）は、源泉所得税等の徴収の対象としていた。

③ 本件財形メニューについて

本件財形メニューに係る補助（サービス）は、本件各使用人のうち財形貯蓄をしている使用人が対象であり、当該使用人が、本件ポイントの付与を受けた年（以下、「ポイント付与年」という。）の前年10月からポイント付与年3月までの間に、又はポイント付与年4月から同年9月までの間に財形貯蓄として積み立てた合計積立額に対して、ポイント付与年6月1日から同年7月15日までの間に、又はポイント付与年12月1日から翌年1月15日までの間に使用するポイント数を申請し、それぞれポイント付与年8月又は翌年2月に当該各合計積立額の範囲内で申請したポイント数（使用するポイント数の合計は本件ポイントを限度とする。）に相当する金銭の支給を受けるといふものである。

④ 本件各メニューのうち本件財形メニュー以外のものについて

本件各メニューのうち本件財形メニュー以外のものは、いずれも一定の要件を充足しなければ補助（サービス）を受け

られない内容のものであり、本件各使用人が補助を受けないことによって金銭が支給されることを内容とするものはない。

[3] なお、国税庁は、国税庁質疑応答事例『カフェテリアプランによるポイントの付与を受けた場合』において、企業の福利厚生費として課税されない経済的利益とするためには、役員・従業員にとって均等なものでなければならないことから、役員・従業員の職務上の地位や報酬額に比例してポイントが付与される場合には、カフェテリアプランの全てについて課税対象となる旨回答している。また、課税されない経済的

利益は企業から現物給付の形で支給されるものに限られるので、ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプランは、その全てについて課税対象となると述べている（以下、この回答を「本件回答」という。）。

II. 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件各経済的利益はその全てが源泉所得税等の課税対象になり、E社には、本件ドック等経済的利益について源泉徴収義務があるか否かである。当事者の主張は、次のとおりである。

あり、……現に従業員がそのポイントを利用してサービスを受けたときに、その内容に応じて課税・非課税を判断する」としていることからすると、一定の要件に該当した場合に現金が支給されるメニューは含まれず、何らの要件も必要とせず、単にポイントを現金や商品券に換えられるものを意味する。このように解さなければ、本来課税されない本件ドック等経済的利益を課税されるものとして取り扱う理由がない。

III. 裁決の要旨

はじめに、国税不服審判所は、本件カフェテリアプランにつき、「本件プランは…本件各使用人の福利厚生の充実等を目的として設けられたものと認められ、本件各使用人が本件各経済的利益として受ける額は、本件各使用人の職務上の地位や報酬額に比例して異なるものではなく、一律に1年間で20,000円を限度とするものであり、福利厚生費として社会通念上著しく多額であるとは認められない。」と判断している。

また、本件財形メニューの換金性については、「本件各使用人のうち一定の期間内に財形貯蓄をした使用人に対して、その補助（サービス）として積立額の範囲内で申請したポイント数に相当する金銭が支給されるものであり、何ら要件なく本件ポイントを金銭に換えることを内容とするものとは認められない。」とし、さらに、本件財形以外メニューについても、「何ら要件なく金銭や商品券等の支給を受けることを選択できることを内容とするものではない。」と判断した。

以上のことから、「本件プランは、ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプランとは認められず、金銭を給付するのと同様とはみられないことから、現に選択したメニューにかかわらず、全ての経済的利益が課税対象となるものには該当しな

い。」とし、原処分庁の主張を認めず、「本件ドック等経済的利益について源泉徴収義務はないと認められる。」と、請求人の主張を認めた。

IV. 解 説

[1] 筆者がカフェテリアプランについて注目し、アメリカの制度を紹介したのは、もう20年も前のことである（「FRINGE・ベネフィット課税の行方」租税研究・2000年9月、65頁～89頁）。そもそもカフェテリアプランとは、従業員に一定の福利厚生利用枠と給付の選択肢を与え、従業員が個々の必要性に応じて給付を選択する仕組みの企業厚生制度をいう。わが国では、1995年4月にベネッセコーポレーションと長岡京市役所が最初に導入した。しかし、このカフェテリアプランは、福利厚生施策の「メニュー化」や「選択的福祉」という面では企業内福祉の主たる方向を指し示すものと考えられたが、必ずしもその導入は飛躍的ではなかった。その大きな理由の一つが、カフェテリアプランに税制上の特別な優遇措置がなかった点にある。

国税庁は、現在まで、質疑応答事例の中で、カフェテリアプランについて、3つの回答を行っている。1つは「カフェテリアプランによるポイントの付与を受けた場合」で、本裁決例でも取り上げているもの

請求人の主張	原処分庁の主張
<p>次の理由から、本件各経済的利益はその全てが源泉所得税等の課税対象になるのではなく、E社には、本件ドック等経済的利益について源泉徴収義務はない。</p> <p>本件プランは、次のことから本件回答にある「ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプラン」には該当しない。</p> <p>① 本件財形メニューは、本件各使用人のうち財形貯蓄をしている使用人が対象であり、当該使用人が一定の期間に積み立てた積立額を上限とし、本件ポイントを限度として補助金を支給するものであるから、一定の要件に該当した場合に現金が支給されるものであり、ポイントを現金や商品券に換えられるものに該当しない。また、本件財形以外メニューも、何らの要件も必要とせず、単にポイントを現金や商品券に換えられるものに該当しない。</p> <p>② 本件財形メニューにおける財形貯蓄の補助としての「金銭が支給される」と、本件回答の「ポイントを現金に換えられる」とは、その意味、内容は異なる。すなわち、カフェテリアプランのメニューの中にポイントを現金や商品券に換えられるものなどがある場合には、従業員は、他のメニューに代えてその現金や商品券の支給を選択できるから、他のメニューの全ての利用について、当該現金等の支給額に相当する給与等の支払があったものとして課税の対象となるが、この場合のポイントが現金や商品券に換えられるものとは、本件回答において「メニューの各項目は、一定の要件に該当しなければサービスを受けられないもので</p>	<p>次の理由から、本件各経済的利益はその全てが源泉所得税等の課税対象になり、E社には、本件ドック等経済的利益について源泉徴収義務がある。</p> <p>本件各メニューのうち本件財形メニューは、E社が費用を負担するという性質の他のメニューとは異なり、本件各使用人から申請された本件財形メニューに使用するポイント数に相当する金銭が、E社から本件各使用人に支給されるものであるから、本件各使用人は、本件各メニューについて、E社から、費用負担を肩代わりしてもらうという経済的利益の供与と、金銭の支給という二つの供与の方法を選択することができるといえる。そうすると、本件各経済的利益は、いずれも無条件で金銭の支給が受けられるものではないものの、本件各使用人の選択により換金することができるものであると認められ、金銭により支給される給与等と何ら変わるものではないから、本件各使用人が本件各メニューから選択した現に受けるサービスの内容にかかわらず、その全額が給与等として課税されるものと認めるのが相当である。</p> <p>なお、本件回答に記載のとおり、課税されない経済的利益は、企業から現物給付の形で支給されるものに限られるのであって、本件のように、使用されるポイントに相当する金銭が財形貯蓄補助金として支給される場合には、換金性があるというべきであり、上記の現物給付の形で支給されるものには該当しない。</p>

である。残りの2つは、「カフェテリアプランによる旅行費用等の補助を受けた場合」と「カフェテリアプランによる医療費等の補助を受けた場合」である。

そこで、問題は、1つ目の照会事例で、「企業の福利厚生費として課税されない経済的利益とするためには、①役員・従業員にとって均等なものでなければならないことから、役員・従業員の職務上の地位や報酬額に比例してポイントが付与される場合には、カフェテリアプランの全てについて課税対象となります（所得税基本通達36-29）。また、課税されない経済的利益は企業から現物給付の形で支給されるものに限られますので、②ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプランは、その全てについて課税対象となります。」（筆者注：文中①、②と区分を設けたのは筆者が解説の便宜上、設けたものである。）と回答している部分で、そのプランの中で1つでも違反するものがあれば、全体のカフェテリアプランまでもが課税の対象となる点である。

〔2〕本件プランは、使用人に対して一律に1年間で20,000円を限度とするもので、まず少額非課税の原則にのっとり、さらには本件プランに受給者間の不公平性がないことを国税不服審判所は確認している。たとえば、本家アメリカのカフェテリアプランでも、プランには非差別要件の設定があり、高給参加者（highly compensated participants）に対する差別的なプランの課税規定がある（IRC § 125(b)(1)）。また、主要な従業員（key employees）に提供される非課税ベネフィットが、総ベネフィットの25%を超える場合、その主要な従業員に

給付されたベネフィットは非課税とならない規定もある（IRC § 125(b)(2)）。したがって、上記国税庁回答の①の部分については、その取扱上、問題はない。

そこで、次に②のポイントの換金性と、それに伴いすべてのカフェテリアプランが課税対象となる点が問題となる。

〔3〕本件で問題となっている財形貯蓄補助金メニューは、カフェテリアプランを導入している企業では、人気の高いメニューである。たとえばNTTグループはメニューが充実していると言われているが、財産形成に関するメニューには、「社員持ち株会奨励金」、「一般財形貯蓄奨励金」、「退職後生活準備支援奨励金」、「財産形成貯蓄活用給付金」があり、決して本件事件が特別な給付となるものではない。税務当局は、本件につき、換金性の問題を掲げるが、これは納税者の主張②にあるとおり、財形貯蓄の補助としての「金銭が支給される」場合と、「ポイントを現金に換えられる」ことは別次元の問題である。たとえば、ポイントを現金に換えられる換金性のあるメニューとは、金券やギフト券、映画チケットなどの購入補助のことであり、税務当局が何を混同したのかは定かでない。

この点につき、国税不服審判所は、上記のとおり、「積立額の範囲内で申請したポイント数に相当する金銭が支給されるものであり、何ら要件なく本件ポイントを金銭に換えることを内容とするものとは認められない。」とし、妥当な判断を下している。したがって、本件人間ドック等補助メニューについてまでも否定され、その経済的利益に源泉徴収義務があるとした税務当局の判断は間違いである。

最後に、日本経済団体連合会の「第63回福利厚生費調査結果報告」（2018年度）によれば、2018年度にカフェテリアプランを導入している企業は16.6%（同団体加盟企業1,720社のうち回答企業625社が対象）であり、まだまだ高い数値とはいえないが、価値

感の多様化した社会の中で、従業員の趣味嗜好に応じた選択可能性を認めるカフェテリアプランにつき、筆者は、税制はより柔軟に答えるべきであると考え。

〔わたなべ・みつる〕